

第 49 回 知的財産管理技能検定

2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、特許法における新規性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、外国において公知となった発明は、新規性を喪失した日から1年3カ月経過後に特許出願をしても、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる場合がある。
- イ 特許を受ける権利を有する者による特許庁への出願が特許公報に掲載されることにより新規性を喪失した場合は、新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできない。
- ウ 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明は、その発明が利用された事実がなくても特許を受けることができない。
- エ 公然知られるおそれがある状況で実施された発明は、公然実施をされた発明又は公然知られた発明に該当する場合がある。

問2

ア～エを比較して、模倣品や海賊版対策に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 輸入してはならない貨物には、著作権を侵害する物品のみならず、著作隣接権を侵害する物品も含まれる。
- イ 税関において職権で知的財産侵害物品を差し止めるため、特許権者等の権利者が事前に税関長に証拠を提出し、認定手続をとるように申立てをすることはできない。
- ウ 輸入してはならない貨物に該当するか否かの認定手続において、特許権者は、税関長に対し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。
- エ 税関長は、輸出又は輸入しようとする貨物が、知的財産侵害物品に該当すると認定したときは、それらの貨物を没収して廃棄できる。

問3

ア～エを比較して、著作権侵害等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権者は、著作権法上、著作権の侵害行為に対して、差止請求と名誉回復等の措置の請求ができる。
- イ 実演家人格権を有する者は、故意又は過失により実演家人格権を侵害した者に対して、損害賠償に代わる措置として、名誉・声望を回復するために適当な措置を請求することができない。
- ウ 著作権者は、著作権侵害者の売上の数量が、著作権者の販売等の能力を超える場合であっても、ライセンス機会の喪失による逸失利益の損害額を請求することができる。
- エ 著作権者は、不当利得返還請求をすることができない。

問4

ア～エを比較して、特許料に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、第4年目以降の特許料を、複数年分をまとめて納付することはできない。
- イ 特許権者は、第4年目以降の特許料の納付期限が経過しても、期限経過後1年以内であれば、特許料を倍額支払うことにより追納することができる。
- ウ 特許出願人は、設定登録時に納付する特許料を、分割納付することができる。
- エ 特許権者は、特許権を維持するためには、第4年目以降の特許料を前年以前に納付しなければならない。

問5

ア～エを比較して、商標法における不使用取消審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 不使用取消審判の審理において、審判請求人は登録商標が使用されていないことを立証する必要がある。
- イ 不使用取消審判の審理において、指定商品について、商標権者が登録商標を審判の請求前6カ月から使用していても、過去3年間使用していなかった場合には、商標登録は取り消される。
- ウ 不使用取消審判の審理において、指定商品について、商標権者が登録商標を使用していなくても、通常使用権者が当該登録商標を使用している場合には、商標登録は取り消されない。
- エ 不使用取消審判の審理において、請求の対象となっている指定商品に類似する商品について、商標権者が登録商標を使用している場合には、商標登録は取り消されない。

問6

ア～エを比較して、職務著作（プログラムの著作物を除く）に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務著作となるためには、法人その他使用者の指図が必要である。
- イ 職務著作となるためには、法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物であることが必要で、法人等の業務に従事する者との雇用契約が必要である。
- ウ 職務著作となるためには、法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであることが必要である。
- エ 職務著作となるためには、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがあることが必要である。

問7

ア～エを比較して、意匠登録を受けることができる可能性が高い意匠として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 工業上利用することができない意匠
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- ウ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- エ 物品の機能を確保するために不可欠な材質で構成された物品に係る意匠

問8

ア～エを比較して、特許権に対して先使用権が認められるための要件になり得るものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願の際現に発明の実施である事業又は事業の準備をしていること
- イ 外国で発明を実施していること
- ウ 発明を秘密にしていること
- エ 特許庁長官により先使用権を設定すべき旨の裁定がされていること

問 9

ア～エを比較して、二次的著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 二次的著作物の原著作物の著者は、当該二次的著作物の利用に関し、当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。
- イ 二次的著作物として保護されるための要件として、原著作物に係る著作権者の許諾を得て創作されることは必要ではない。
- ウ 二次的著作物に係る著作権が侵害された場合、原著作物に係る著作権者は、侵害者に対して差止請求をすることはできない。
- エ 二次的著作物を利用する場合は、原著作物に係る著作権者の許諾も得なければならない。

問 10

ア～エを比較して、パリ条約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア パリ条約に規定する優先権の優先期間は、商標については意匠と同じく 6 カ月である。
- イ パリ条約の同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされる。
- ウ パリ条約の同盟国の国民が各同盟国においてした特許出願は、他の同盟国において同一の発明について取得した特許に従属する。
- エ 他の同盟国にした複数の特許出願に基づいて優先権を主張して特許出願をすることはできない。

問 11

ア～エを比較して、IP ランドスケープに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア IP ランドスケープは、研究開発で失敗しないために行うものである。
- イ IP ランドスケープは、積極的に事業として成功するため、さらには企業価値の向上のために行うものである。
- ウ IP ランドスケープは、M&A の候補先の企業を選定する際には役に立たないものである。
- エ IP ランドスケープは、研究開発部門と知的財産部門の内部で完結すべきものである。

問 1 2

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家は、録音権、録画権、放送権、送信可能化権及び譲渡権を有している。
- イ 実演家は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権を有している。
- ウ レコード製作者は、複製権、送信可能化権及び譲渡権を有している。
- エ 放送事業者は、複製権、再放送権及び送信可能化権を有している。

問 1 3

ア～エを比較して、知的財産の調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標に係る商品の類否は、生産部門、販売部門や需要者の範囲の一致等に基づいて総合的に判断される。
- イ 国際特許分類（IPC）とは、国際的に統一された特許分類である。
- ウ 日本意匠分類は、日本独自の審査用の分類である。
- エ FI（ファイル・インデックス）とは、国際特許分類（IPC）を更に細分化した国際的に統一された特許分類である。

問 1 4

ア～エを比較して、商標登録出願の審査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識できない商標であっても、商標登録されることがある。
- イ その商品又は役務について慣用されている商標は、商標登録されることはない。
- ウ ありふれた氏又は名称を、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であっても、一定の条件の下に識別力が備わったとして商標登録されることがある。
- エ 指定商品との関係で識別力を有しない商標であっても、他の文字や図形と組み合わせることによって、識別力を有し、商標登録されることがある。

問 15

ア～エを比較して、特許出願後の手続に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 最後の拒絶理由通知がされた場合であっても、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてであれば、明りょうでない記載を明りょうな記載に補正することができる。
- イ 補正が認められると、補正をした内容は出願時に遡って効果が生じる。
- ウ 拒絶理由が通知された場合にする特許請求の範囲の補正では、その補正の前後の発明が発明の単一性の要件を満たしている必要はない。
- エ 特許出願は、実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができるが、商標登録出願に変更することはできない。

問 16

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明とは、従業者がした発明であって、その性質上使用者の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者における従業者の現在の職務にのみ属する発明をいう。
- イ 地方公務員がなした発明が職務発明に該当することはない。
- ウ 従業者が職務発明について特許を受けた場合、雇用契約において予め、使用者に通常実施権を許諾する定めがなければ、使用者は通常実施権を取得できない。
- エ 従業者が雇用契約により職務発明について使用者に特許を受ける権利を取得させた場合、従業者は相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。

問 17

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 上映権とは、著作物（公衆送信されるものを除く）を公に上映する権利である。
- イ 頒布権とは、映画の著作物だけに認められる権利である。
- ウ 複製権とは、その著作物を複製する権利であり、建築の著作物については建築に関する図面に従って建築物を完成することが権利の内容に含まれる。
- エ 貸与権とは、著作物の複製物を有償で公衆に貸与する場合のみに認められる権利である。

問 18

ア～エを比較して、弁理士法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士は、特許出願の代理を行う場合、特許庁長官にその旨を届け出なければならない。
- イ 弁理士でない者は、意匠の登録料の納付手続についての代理を行うことができない。
- ウ 弁理士は、特定侵害訴訟代理業務についての付記登録がある場合には、特許侵害訴訟に関して、単独で訴訟代理人となることができる。
- エ 弁理士は、特許無効審決に対する審決取消訴訟の訴訟代理人となることができる。

問 19

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の存続期間の満了後であっても、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる場合がある。
- イ 通常使用権者であっても、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることはできない。
- ウ 商標権者は、商標権の存続期間の更新登録を受けるためには、指定商品について登録商標を使用している事実を立証しなければならない。
- エ 商標権の存続期間の更新登録の申請は10年ごとにすることができる。

問 20

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願についての国際調査に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア すべての国際出願については、国際事務局により国際調査が行われ、国際調査の結果として、出願人に、国際調査報告が送付される。
- イ 国際調査報告を受け取った国際出願の出願人は、国際出願の請求の範囲について、1回に限り、補正をすることができる。
- ウ 国際調査報告は国際出願の内容と共に原則として優先日から18カ月経過後に国際公開されるが、国際調査見解書は、国際公開されない。
- エ 国際調査報告は、国際出願の出願人のみに送付される。

問 2 1

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者から購入した製品を、特許権者に無断で第三者に転売する行為は、特許権の侵害となる。
- イ 特許権の侵害における、特許発明の技術的範囲の解釈において、願書に添付した要約書の記載が考慮される。
- ウ 特許権を侵害する製品を購入し、家庭で使用する行為は、特許権の侵害とならない。
- エ 特許権者が自己の特許発明を実施する場合には、第三者の特許権を侵害することはない。

問 2 2

ア～エを比較して、特許法に規定する拒絶査定不服審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶査定不服審判の請求と同時に、明細書、特許請求の範囲又は図面の補正が行われた場合は、審査官により改めて審査される。
- イ 拒絶査定不服審判は、特許出願人以外の者も請求することができる。
- ウ 拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった日から3カ月以内に請求しなければならない。
- エ 拒絶審決に対して不服がある場合、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。

問 2 3

ア～エを比較して、ベルヌ条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ベルヌ条約には、条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有させる、いわゆる内国民待遇の原則が定められている。
- イ ベルヌ条約には、著作権の享有のみならず行使にもいかなる方式の履行も要しない、いわゆる無方式主義の原則が定められている。
- ウ ベルヌ条約には、ベルヌ条約の効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなった著作物以外のすべての著作物についてベルヌ条約が適用される、いわゆる遡及効が定められている。
- エ ベルヌ条約には、著作者人格権の保護に関する定めはない。

問 2 4

ア～エを比較して、契約における意思表示に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 虚偽表示とは、表意者の相手方が気づかぬまま、内心の意思とは異なる表示行為で意思表示をすることである。
- イ 心裡留保とは、相手方と通じて真意ではない意思表示をすることである。
- ウ 詐欺による意思表示とは、他人に欺かれて錯誤に陥ったことによりなされる意思表示である。
- エ 強迫とは、真意でないことを知りながら意思表示をさせることである。

問 2 5

ア～エを比較して、育成者権の効力が及ばない行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権者以外の者が、登録品種の種苗を譲渡するために保管する行為
- イ 育成者権者以外の者が、登録品種の種苗を試験又は研究のために利用する行為
- ウ 方法特許を有する者が、その特許された方法により登録品種の種苗を利用する行為
- エ 育成者権者以外の者が、品種登録の日から35年経過後に登録品種の種苗を生産する行為

問 2 6

ア～エを比較して、著作権法における同一性保持権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 学校教育の目的上やむを得ないと認められる著作物とその題号の改変は、同一性保持権の侵害とならない場合がある。
- イ 著作物の種類を問わず、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる可能性のある改変は、同一性保持権の侵害とならない場合がある。
- ウ 同一性保持権は、相続の対象とならないことから、著作者の死後、生前に同一性保持権を侵害した行為に対して、遺族が権利行使できる場合はない。
- エ 建築物の修繕による改変は、著作者の意に反する著作物の改変であっても、同一性保持権の侵害とならない場合がある。

問 27

ア～エを比較して、特許権の侵害となる第三者の行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明に係る製品を試験又は研究のために生産する行為
- イ 特許発明に係る製品を輸出する行為
- ウ 特許発明に係る製品について譲渡の申出をする行為
- エ 特許発明に係るプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

問 28

ア～エを比較して、商標権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、登録商標に類似する商標であっても、商品の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものである場合には、権利行使をすることができない。
- イ 商標権者は、商標権を指定商品毎に分割して移転することができる。
- ウ 商標権者は、第三者に対し、指定商品に類似する商品について通常使用権を許諾することができる。
- エ 商標権者は、商標権を侵害する者に対し、信用回復措置を請求することができる。

問 29

ア～エを比較して、特許ライセンス契約における、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれが低いものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンスを受けた者に対し、ライセンス契約終了後に競合品を取り扱うことを禁止すること
- イ ライセンスを受けた者に対し、特許ライセンスに係る製品を輸出し得る地域を制限すること
- ウ ライセンス技術又はその競争技術に関し、ライセンスを受けた者が、自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止すること
- エ ライセンスを受けた者に対し、特許ライセンスに係る製品を販売する価格を制限すること

問 3 0

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 無名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 70 年を経過するまでの間、存続する。
- イ 譲渡権を有する者は、出版権を設定することができる。
- ウ 映画の著作物について、創作年月日の登録をすることはできない。
- エ 共同著作物に係る著作権について、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を質権の目的とすることができない。

問 3 1

ア～エを比較して、周知表示混同惹起行為（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号）に関する説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 未登録の商標や意匠に係る使用等の行為についても、本行為に該当する場合がある。
- イ 本号に規定する周知とは、必ずしも全国的に有名である必要はない。
- ウ 本号に規定する混同とは、商品などの出所が同一又は営業主体が同一と認識させる行為に限られる。
- エ 普通名称や自己の氏名の使用である場合、本行為に該当しても損害賠償の対象とならない場合がある。

問 3 2

ア～エを比較して、出願審査の請求に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願について出願審査の請求をすることができるのは、特許出願人のみである。
- イ 出願日から 3 年以内に出願審査の請求が行われなかったことにより取り下げられたものとみなされた特許出願であっても、一定の要件の下、出願審査の請求を行うことができる場合がある。
- ウ 出願審査の請求を行った後であっても、一定の期間内であり、かつ一定の要件を満たせば、出願審査の請求を取り下げることができる。
- エ 出願審査の請求が行われた特許出願は、一定の要件を満たし、かつ追加の手数料を特許庁に支払うことにより、早期審査を請求することができる。

問 3 3

ア～エを比較して、商標権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権の譲渡やライセンスにより、収益を確保することができる。
- イ 商標権者は、使用している指定商品に係る登録商標について、他人にライセンスをすることができる。
- ウ 商標が使用され、顧客吸引力が発揮されることにより企業や商品等の価値を向上させることができる。
- エ 登録商標に類似する登録商標がある場合は、一括して譲渡しなければならない。

問 3 4

ア～エを比較して、意匠法に規定する制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 内装の意匠制度とは、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（内装）を構成する物品、建築物又は画像の意匠について、内装全体としては統一的な美感がない場合であっても、内装の一部に統一的な美感があるときは、一意匠として登録できる制度である。
- イ 部分意匠制度とは、物品の部分が独立して取引の対象とならない場合であっても、当該物品の部分について、意匠登録できる制度である。
- ウ 動的意匠制度とは、外部からの力によってのみ物品の形状が変化する場合において、その変化の前後にわたる意匠について登録できる制度である。
- エ 秘密意匠制度とは、意匠権の設定の登録の日から1年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる制度である。

問 3 5

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権に質権を設定することができる。
- イ 著作物の利用の許諾を得た者は、著作権者の承諾なく、許諾された著作物を利用する権利を第三者に譲渡することができる。
- ウ 著作権の譲渡は、登録しなければ、その効力を生じない。
- エ 著作権者が死亡して相続人がいない場合、著作権は消滅するが、法人が解散したときは国庫に帰属する。

問36

ア～エを比較して、商標権や地理的表示に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、商標権の全部について専用使用権を設定した場合であっても、その設定した範囲について登録商標を使用することができる。
- イ 登録生産者団体の構成員たる生産業者は、登録に係る特定農林水産物等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等に登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるもの）を使用することができる。
- ウ 登録生産者団体は、登録を受けた地理的表示について、第三者に使用を許諾することができる。
- エ 商標権者は、指定役務と同一の役務について、登録商標と類似する商標を独占的に使用する権利を有する。

問37

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約内容にはない事項について相手方から損害を受けた場合であっても、相手方に対して損害賠償を請求することができる場合がある。
- イ 工場設備の売買契約において、目的物が契約の内容に適合しなかった場合に、売主は契約不適合責任を負わないとする特約を結ぶことができる場合はない。
- ウ 相手方が契約内容を履行しない場合に売買契約を解除したときは、解除の効力は契約のときに遡って発生し、契約上の債権、債務は遡及的に消滅する。
- エ 売買契約上の支払義務について同時履行の抗弁権を行使できる場合には、契約上の履行期を過ぎても代金に関して遅延損害金の支払義務は発生しない。

問38

ア～エを比較して、著作権等の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権の侵害に備えて、著作権登録制度を利用して第一発行年月日を登録しておくことにより、その日に最初の発行があったものとの推定を受けることができる。
- イ 他人の著作物に依拠せずに類似の著作物を作成した場合でも、著作権の侵害となる。
- ウ 著作者の同意を得ずに著作物を公表する行為は、著作隣接権の侵害となる。
- エ 法人の従業者が著作権を侵害した場合であっても、その法人に罰金刑が科されることはない。

問 39

ア～エを比較して、特許出願の審査で拒絶理由が通知された場合に出願人が行う措置に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 産業上利用することができる発明に該当しないという理由で拒絶理由が通知されたので、拒絶査定不服審判を請求する。
- イ 進歩性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたので、手続補正書と意見書を提出する。
- ウ 新規性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたので、先行技術との差を明確化するために、特許請求の範囲に、明細書又は図面に記載がない新規事項を追加する補正を行う。
- エ 発明の単一性を満たしていないという理由で拒絶理由が通知されたが、審査官の判断に明らかな誤解があると考えられたため、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起する。

問 40

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本国民の著作物であれば、外国に居住している場合でも日本の著作権法による保護を受けることができる。
- イ 編集物の素材自体が著作物である場合に限り、編集著作物として保護される。
- ウ 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物が含まれる。
- エ データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護される。

【第49回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	ア
問2	イ
問3	ウ
問4	エ
問5	ウ
問6	ウ
問7	エ
問8	ア
問9	ウ
問10	ア
問11	イ
問12	イ
問13	エ
問14	ア
問15	ウ
問16	エ
問17	エ
問18	エ
問19	ウ
問20	イ
問21	ウ
問22	イ
問23	エ
問24	ウ
問25	ア
問26	ウ
問27	ア
問28	ウ
問29	イ
問30	イ
問31	ウ
問32	イ
問33	エ
問34	イ
問35	ア
問36	イ
問37	イ
問38	ア
問39	イ
問40	イ